

公示送達書

下記の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。この書類は町長が保管していますので、該当者は交付の請求をしてください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、下記書類の送達があったものとみなされます。

白子町告示第102号
令和 8年 8月28日

千葉県長生郡白子町長 緑川 輝男



令和8年度軽自動車税納税通知書

送達を受けるべき者の住所（所在地）、氏名（名称）

ONOUÉ LILIBETH GARCIA

* * * * *

MOHAMAD RASIK
MOHAMAD FALIR

* * * * *